別紙様式３

別に定める外部委託費用の精算について

概要

　福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンターにおいては、指定管理者が以下の外部委託を行う場合の精算方法は次の通りとします。

対象業務

・清掃

・植栽管理

・消費税算定

精算額

・当初の収支計画に記載の計画額の合計（①）より実績額（③）が少なければその差額（①－③）を精算します。

算定イメージ（例）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | ①計画額 | ②実績見込み額 | 精算額  ①－② |
| ８年度 | 10,000 | 9.000 | 1,000 |
| ９年度 | 10,000 | 9.000 | 1,000 |
| １０年度 | 10,000 | 9.000 | 1,000 |
| １１年度 | 10,000 | 9.500 | 500 |
| １２年度 | 10,000 | 9.500 | 500 |
| 合計 | ①50,000 | ③46,000 | 4,000 |

精算時期

・最終年度の２月議会閉会後

　毎年度実績を施設所管課に報告してください（様式任意）。

　最終年度については、１１月末までに実績見込額を施設所管課に報告してください。

　精算を行う場合は、年度協定書の変更を行い、指定管理料の支払額を変更します。